

令和6年度愛媛県地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年度愛媛県地域おこし協力隊起業・事業承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第2（1）に定める地域おこし協力隊員または当該隊員としての任期を終了した者（以下「隊員等」という。）が任期中の活動経験及び地域資源を活用した起業あるいは事業承継（以下「起業等」という。）を行い、かつ、市町の起業または事業承継を支援する給付金（以下「市町補助金」という。）の交付を受けている隊員等に対し、補助金を交付することにより、隊員等の市町内への定住定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当するもの

ア 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

(2) 事業承継 次のいずれかに該当するもの

ア 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの

イ 事業を営んでいない者が法人を承継し、承継した事業を開始するもの

ウ 個人が現在の事業の全部または一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

(3) 市町補助事業 前条に規定する市町補助金の交付の対象となる隊員等の起業等

(交付の対象及び補助率等)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、次の各号を全て満たし、かつ県内の市町において起業等を行う隊員等に対し、当該起業等に要する経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 令和6年4月1日以降に市町に市町補助金の交付申請を行い、かつ令和7年3月31日までに市町補助金の交付額の確定通知を受けることが見込まれる者

(2) 地域おこし協力隊の任期2年目から任期終了後1年以内であり、かつ当該隊員としての活動地と同一の市町に住居登録がある者

2 前項に掲げる起業等の補助対象経費等は、別表のとおりとする。

3 起業等に要する経費が、他の補助制度による給付金を受ける場合（市町補助金は除く。）においては、当該他の補助制度の対象経費は、当該起業等に要する経費から控除する。

(補助金の内示)

第5条 補助金の交付を受けようとする隊員等は、規則第4条の規定による申請書の提出に先立ち、知事が別に定める期日までに、補助金要望書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する補助金要望書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付する補助金額を定めて隊員等に内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付申請をする隊員等は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、速やかに隊員等に通知するものとする。

2 補助金の額の確定通知を受けた隊員等(以下「補助事業者」という。)は、速やかに補助金精算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条第2項の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第7条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に補助金取下げ申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱またはこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(財産の管理)

第12条 補助金により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格または効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間と

する。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>市町補助事業に要する経費から市町補助金を除いた経費。ただし、次の経費は除く。</p> <p>(1) 経常的な経費（事務費、人件費、維持補修費、交際費、償還金利子及び割引料等）</p> <p>(2) 用地取得費及び土地・建物の借用にかかる敷金並びに礼金</p> <p>(3) その他知事が不適切と認める経費</p> <p>なお、補助対象経費のうち、リース等に係る契約期間が、当該年度を超える場合は、比例按分方式による当該年度分または実支出額のいずれか低い方の額を補助対象経費とする。</p>	<p>補助率は、補助対象経費の1/2以内とし、補助限度額は25万円とする。</p> <p>ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>